



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL 0594-23-2448
 FAX 0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL: http://mie-cri.com

今月の担当
 グループ長 森 真子
 森 祥子

日経平均株価、3万円台回復

【はじめに】

総務省より発表になりました2022年10月1日の総人口は1億2,494万2千人となりました。

前年比較で、55万6千人減少しました。

これは、**鳥取県の1県分減った計算**となります。

日本の総人口は2008年にピークを迎え、2011年以降は減り続けています。

日本人の出生率が低迷し続けるのであれば、人口の減少速度緩めるには外国人を呼び込んでいくほかはないと思われます。

今月号は、人口問題ではなく、**海外勢による日本株買い**について、述べていきたいと思えます。

【日本の再評価】

東京株式市場では、5月17日（水）に、**日経平均株価**が、1年8ヶ月ぶりに3万円台を回復しました。

「銀行不安」「信用収縮リスク」がくすぶるなか、海外投資家は、逃避先として、**日本の「安定性」**を再評価しています。

| 年 比較 | 売り越しから 買い越しへ | 金額 |
|----------------|-----------------|--------|
| 2020年～22年 | 売り越し額 | 13兆円超 |
| 2023年初め ～5月 | 買い越し額 ※ | 3兆6千億円 |

※ 海外勢が「買い主体」に転じ、株高に弾みがつきました。

【経済の安定評価】

海外勢が日本株を**再評価する背景**には、3つの「安定」があります。

| 3つの「安定」 | |
|----------------------|---|
| ① 緩和継続と 脱デフレ期待 | 今春の労使交渉では30年ぶりの 高水準となる賃上げ率 になりました。これは、 消費や設備投資の増加 につながります。日本銀行は当面、大規模緩和路線を変える様子はありません。米欧の中央銀行は利上げを続けています。 |

| | |
|------------------------|--|
| ① 緩和継続と 脱デフレ期待 | 米欧は、物価と経済の安定で難しいかじ取りを迫られています。緩和継続の日本銀行が、海外勢に買い安心感をもたらす構図になっています。 |
| ② 為替の安定 130円台で推移 | 日本銀行の 緩和継続姿勢 は、 為替の安定 につながっています。円相場は、2月以降、1ドル=130円台で推移しています。2023年は、 円相場が安定 しているため、 日本への投資 がしやすくなりました。また、 輸出企業の業績拡大 を評価するようになりました。米欧から1年遅れで始まった 経済再開 も日本経済の先行きに 安心感 を生んでいます。 |
| ③ 訪日需要が回復 | インバウンド (訪日外国人)客数も既にコロナ前の7割弱にまで回復しました。 中国客の戻り が本格化すれば、消費は更に伸びると思われれます。 |

【日本株の下落リスク】

米国が景気後退を回避するシナリオが崩れた場合、日本株の下落リスクを考えないといけません。

1961年以降、米国が景気後退した局面で、日本経済だけが成長を続けられたことはありません。

歴史的に、米国株が下がると、日本株も連動して売られやすい状態となります。

すなわち、最大の焦点は、**日本企業の業績を左右するのは米国経済**であります。

今の日本は良い経済環境であります。

今の日本経済の安定性は、OECD(経済協力開発機構)の先行指標を見ると、G7のなかで、日本は唯一、好不況の別れ目である100を上回っています。

今は、良い経済環境なのです。

しかし、米国経済の動向から目を離せません。

《代表社員 笹谷 俊道》

梅雨の時期が近づいていました。天気予報で耳にする「時々雨」「一時雨」という言葉。

この言葉に違いがあるのをご存じでしたか？



相続税の計算方法

法人税や所得税は、売上から経費を差し引き、残った利益に対して税率をかけて税額を計算します。しかし、相続税の税額計算は、他の税目と違い少し特殊です。下記の順番で計算を行います。

①被相続人(亡くなった方)の財産の把握

預貯金等のプラスの財産から、借入金等のマイナス財産を差し引き、財産の総額を計算します。

例：預貯金等 1億5,000万円

借入金等 △2,200万円

⇒相続税課税対象の財産額 1億2,800万円

②相続税の基礎控除額を計算

例：法定相続人 配偶者・子2名

3,000万円+600万円×3名=4,800万円

③相続税の課税遺産総額を計算

例：1億2,800万円-4,800万円=8,000万円

④法定相続分で財産を按分したと仮定して計算

例：配偶者 8,000万円×1/2=4,000万円

子A 8,000万円×1/2×1/2=2,000万円

子B 8,000万円×1/2×1/2=2,000万円

⑤仮定計算した財産額を基準に税額計算

相続税の速算表をもとに税額計算を行う。

例：配偶者 4,000万円×20%-200万円
=600万円

子A 2,000万円×15%-50万円
=250万円

子B 2,000万円×15%-50万円
=250万円

税額合計 600万円+250万円+250万円
=1,100万円

⑥税額合計を実際に引き継いだ財産割合で按分

例：相続税課税対象の財産額のうち、

配偶者 7,680万円引継ぎ(全体の3/5)

子A 2,560万円引継ぎ(全外の1/5)

子B 2,560万円引継ぎ(全体の1/5)

⇒配偶者 1,100万円×3/5=660万円

子A 1,100万円×1/5=220万円

子B 1,100万円×1/5=220万円

相続税は上記のような計算になります。相続税課税対象の財産額が同じでも、法定相続人の構成が違えば相続税額が変わることになります。

<森(真)>

年金から天引きがあるときは検討を

公的年金から天引きされる社会保険料を、口座振替へ変更できる場合があります。この口座振替を扶養者の口座にすることで、扶養者の社会保険料控除の対象とすることができます。

<社会保険料控除>

所得税は、1年間における個人の所得金額の合計額から「所得控除額」を差し引いた残額に対して税率を乗じて計算します。

社会保険料控除はこの所得控除の1つで、納税者が支払った、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料が対象となります。

<公的年金から特別徴収されるもの>

社会保険料は自ら支払う他に、給与や公的年金から天引きする方法で支払います。公的年金から天引き(特別徴収)される社会保険料は、次の通りです。

| 種類 | 対象者 |
|------------|--|
| 介護保険料 | 65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方で、年間の支給額が18万円以上の方 |
| 国民健康保険料 | 65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方で、年間の支給額が18万円以上の方 |
| 後期高齢者医療保険料 | 75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方で、年間の支給額が18万円以上の方 |

<誰が負担したか>

社会保険料は負担した人が対象とできるため、誰が負担したかが重要です。

| 徴収方法 | 社会保険料控除対象者 |
|------|---------------|
| 特別徴収 | 天引きされた公的年金受給者 |
| 普通徴収 | 振替口座の名義人 |

どなたが負担すると最も税金の負担が軽減できるのか、検討していただくとよいでしょう。

<森(祥)>

天気予報での「時々雨」と「一時雨」の違いは、雨が降った時間とその降り方にあり、「一時雨」と「時々雨」なら、時々雨のほうが雨が降る確率は高いのだそうです。